

財務省告示第百五十九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百一条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

輸入統計品目表第二七〇九・〇〇号を次のように改める。

2709.00	石油及び歴菁油（原油に限る。）	
100	- エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるもの	K L K G
900	- その他のもの	K L K G

回表第ニ千一〇・一一号

	----- その他のもの	
	----- 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）	
131	----- 温度15度における比重が0.8017以下のもの	K L K G

132	- - - - - その他のもの	K L	K G
	- - - - - その他のもの		
181	- - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		
	- - - - - その他のもの	K L	K G
137	- - - - - 自動車の燃料用のもの	K L	K G
139	- - - - - その他のもの	K L	K G

セ

1

181	- - - - - その他のもの		
	- - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	K L	K G
	- - - - - その他のもの		
	- - - - - 航空機用のもの（アソチノック剤を加えてないものを含む。）		
131	- - - - - 温度15度における比重が0.8017以下のもの	K L	K G
132	- - - - - その他のもの	K L	K G
137	- - - - - 自動車の燃料用のもの	K L	K G
139	- - - - - その他のもの	K L	K G

シ

1

改定№。

回数線三六〇三・〇〇部を改定する回数。

3603.00	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	
100	- 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち、電極を含めた長さが1.4センチメートル以上2.6センチメートル以下のもので、点火部の直径が0.7センチメートル以上1.2センチメートル以下のもの（点火部が複数あるものを含む。）	K G
200	- その他のもの	K G